

和歌山県再犯防止推進計画

～ 社会復帰へとつなぐために ～

令和3年5月

目 次

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の目標	1
3 計画の位置付け	2
4 基本方針	2
5 計画の期間	2
6 進行管理	2
第2章 再犯防止を取り巻く状況と重点課題	
1 再犯防止を取り巻く状況	4
(1)再犯者数及び再犯者率の状況	4
(2)出所受刑者の再入所状況	5
2 重点課題	8
第3章 関係機関・団体との連携強化	9
第4章 取り組んでいく施策	
1 就労・住居の確保のための取組	10
(1)就労の確保	10
(2)住居の確保	17
2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組	21
(1)高齢者又は障害のある者への支援	21
(2)薬物依存を有する者への支援	25
3 特性に応じた効果的な支援のための取組	28
4 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施	31
5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組	37
(1)民間協力者の活動の促進	37
(2)広報・啓発活動の推進	38
【資料編】	
用語解説	
再犯の防止等の推進に関する法律	
再犯防止推進計画（概要）	

第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

犯罪は決して許されない行為であり、犯罪をした者が同じ過ちを二度と繰り返すことがないように社会の一員として自立した生活を送るための支援が必要です。

近年、犯罪をした者の中には、「安定した仕事や住居がない」、「高齢で身寄りがない」、「障害又は依存症がある」、「十分な教育を受けていない」など、円滑な社会復帰に向けて、支援を必要とする者が多く存在し、これら様々な生きづらさを抱える犯罪をした者等が地域社会で孤立しないための「息の長い」支援を国・地方公共団体・民間協力者が一丸となって行う必要性が指摘されています。

このような情勢の中、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下「再犯防止推進法」という。）が施行され、同法において地域の実情に応じた再犯防止施策を講じることが地方公共団体の責務であること（第4条）及び都道府県及び市町村に対して、国の再犯防止推進計画を勘案した地方再犯防止推進計画（以下「地方計画」という。）の策定を努力義務とすること（第8条）が明記されました。

また、平成29年12月には、平成30年度からの5か年を期間とする「再犯防止推進計画」が策定されました。

本県においても、刑法犯の認知件数は、平成14年以降減少傾向となり、令和2年にはピーク時のほぼ6分の1に減少している一方で、刑法犯の検挙人員に占める再犯者の割合は、5割近い水準で推移し、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ再犯防止施策が課題となっています。

県では、こうした状況を踏まえ、犯罪をした者等を社会復帰へとつなぐための支援を推進し、安全で安心して暮らせる社会を実現するため「和歌山県再犯防止推進計画」を策定しました。

※支援の対象者

本計画における支援の対象者は、再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年もしくは非行少年であった者）とし、微罪処分者、起訴猶予者、罰金・科料を受けた者、刑の執行猶予者等を含みます。

2 計画の目標

再犯防止推進法及び再犯防止推進計画に基づく国との適切な役割分担を踏まえ、犯罪をした者等だけでなく、誰一人として地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を総合的かつ計画的に推進し、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

3 計画の位置付け

この計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める計画として策定しています。

4 基本方針

次の5つを基本方針とし、この基本方針に基づいて各重点課題に対する具体的施策を推進し、再犯防止につなげます。

- ① 国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保し、「誰一人取り残さない」^(※)社会の実現に向けて取り組みます。

※「持続可能な開発目標」(略称：SDGs)の理念

「SDGsアクションプラン2020」において、「SDGs実施指針」の優先課題である「平和と安全・安心社会の実現」に対する取組として再犯防止対策が掲げられている。

- ② 国との適切な役割分担を踏まえて、切れ目のない支援を行います。
- ③ 犯罪等の実態を踏まえ、民間の団体その他の関係者から意見聴取をするなどして、社会情勢等に応じた再犯防止に取り組みます。
- ④ 再犯防止の取組及び刑事手続に関わりを持った人の人権について分かりやすく効果的に広報するなどして、広く県民の関心と理解を醸成します。
- ⑤ 様々な苦痛を強いられる犯罪被害者等が存在することを十分に認識し、犯罪をした者等が犯罪被害者の心情等を理解すること及び社会復帰のために自ら努力することの重要性も踏まえて、関係者の心情に配慮して施策に取り組みます。

5 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

なお、関連施策の見直しや、社会情勢の変化を踏まえ、適宜必要な見直しを行います。

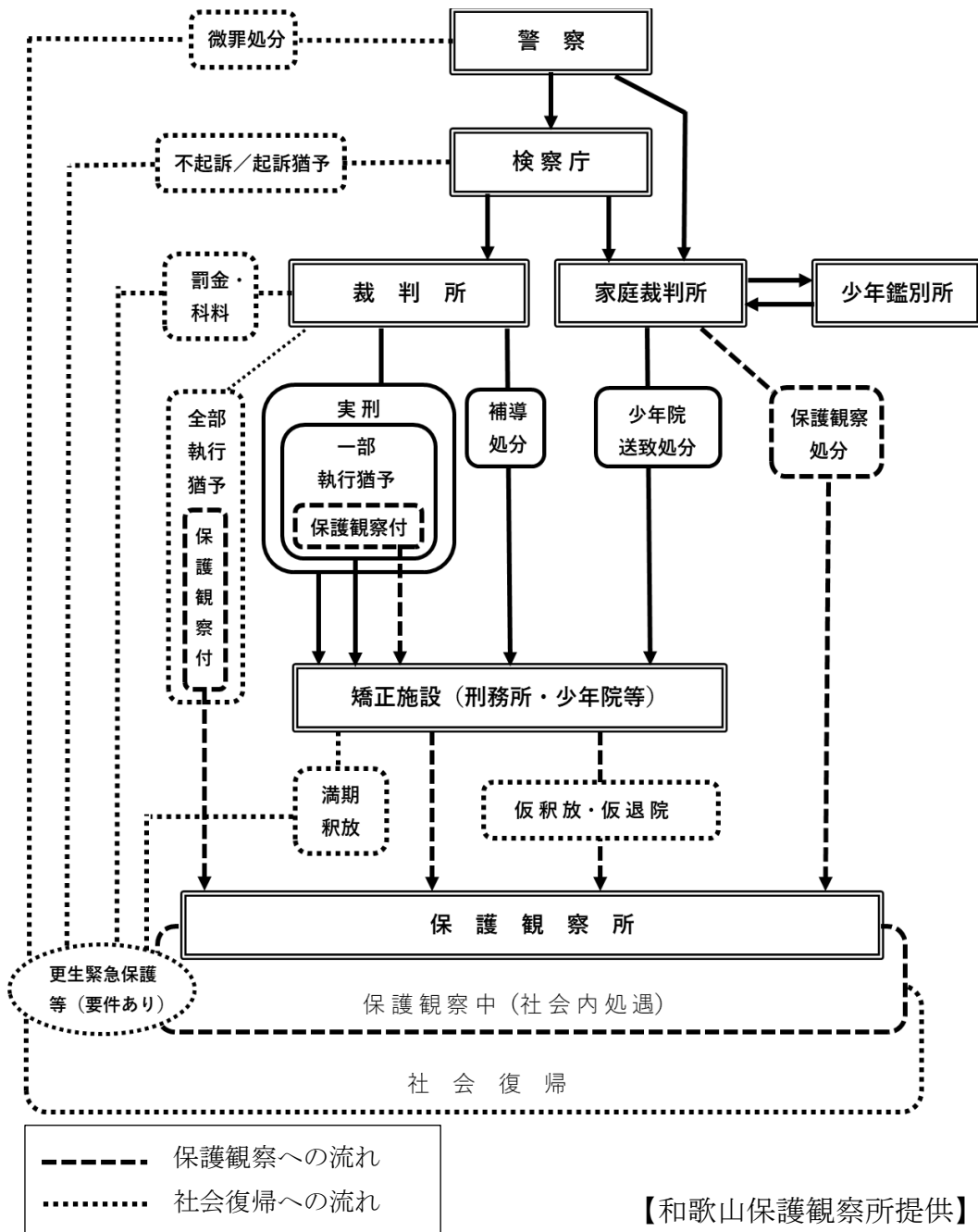
6 進行管理

必要に応じて国の関係機関、関係団体、県関係部局による会議を開催し、重点課題に対する施策の取組状況を情報共有するとともに、より効果的な施策の在り方について見直しを行います。

「犯罪をした者等」

「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者をいい、警察で微罪処分になった者、検察庁で起訴猶予処分となった者、裁判所で罰金・科料を受けた者、執行猶予となった者、保護観察に付された者、満期釈放となり、更生緊急保護により支援対象となる者等を含みます。

〔刑事司法手続等の流れ（少年保護手続等を含む）【略図】〕

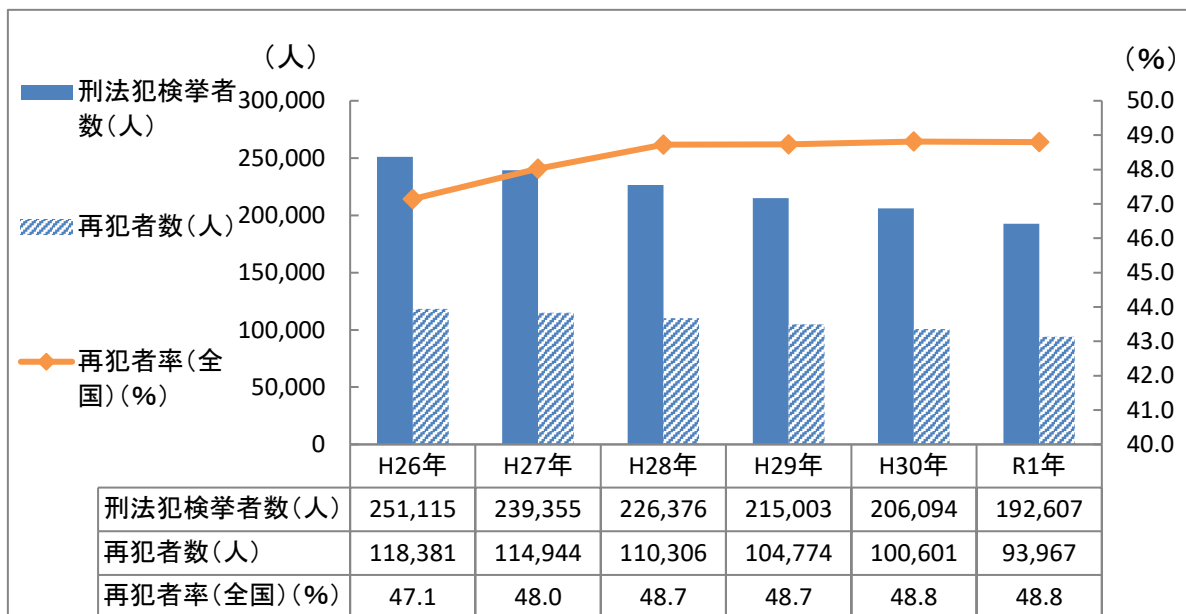


第2章 再犯防止を取り巻く状況と重点課題

1 再犯防止を取り巻く状況

(1) 再犯者数及び再犯者率の状況

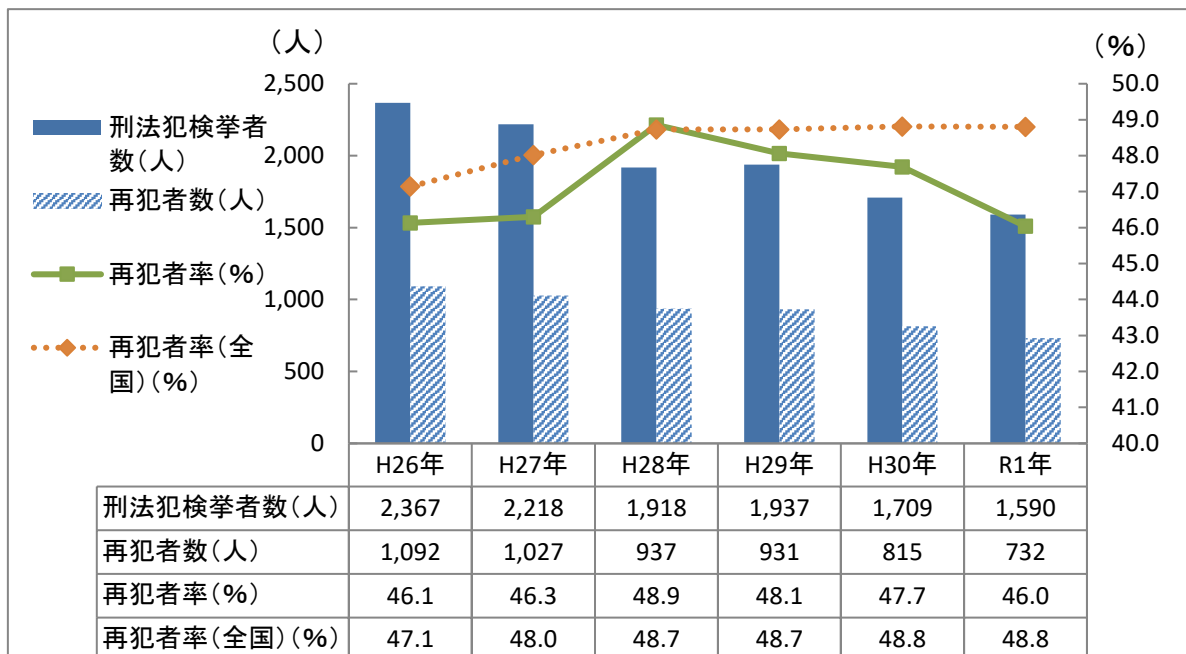
【全国の刑法犯検挙者(*)中の再犯者数及び再犯者率】



(*)刑法犯検挙者：覚醒剤取締法違反、道路交通法違反等の特別法により検挙されたものを除く

(データ提供：法務省)

【和歌山県の刑法犯検挙者(*)中の再犯者数及び再犯者率】

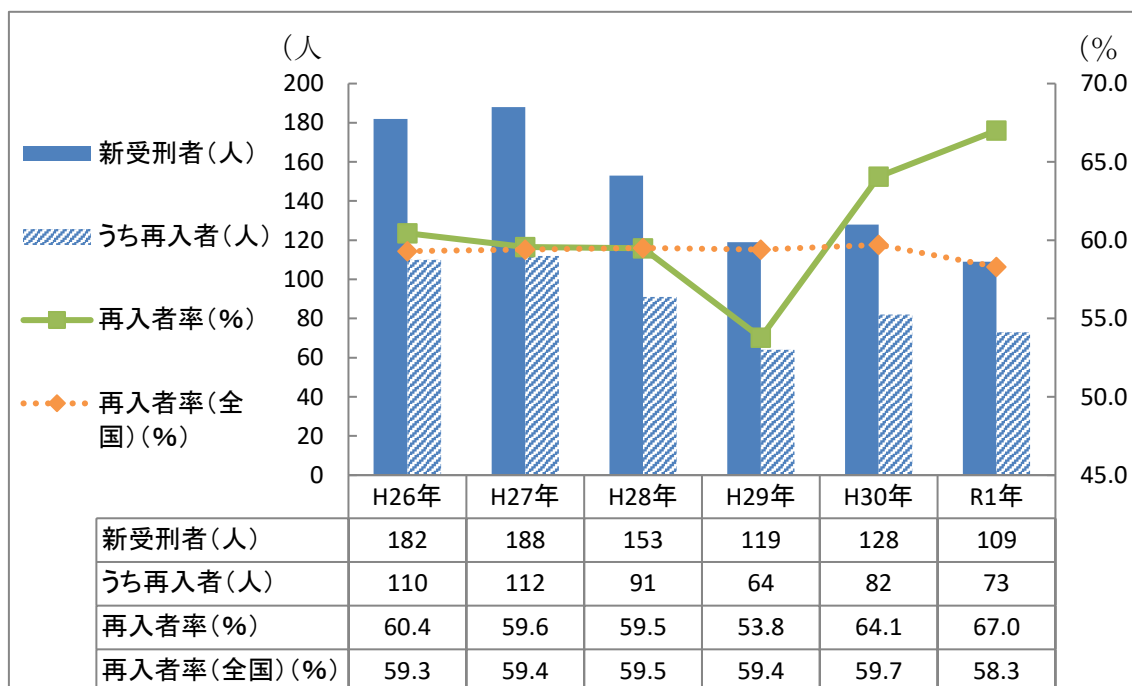


(*)刑法犯検挙者：覚醒剤取締法違反、道路交通法違反等の特別法により検挙されたものを除く

(データ提供：法務省)

(2) 出所受刑者の再入所状況

【新受刑者中の再入者数^(*)及び再入者率】



(*) その年に新規入所した者で再入所にかかる犯行時の居住地が和歌山県の者
(データ提供：法務省)

【出所受刑者の2年以内再入者数及び再入者率】

年次		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
全出所受刑者(人)		24,651	23,523	22,909	22,025	21,032
全 国	2年以内再入者数(人)	4,569	4,225	3,971	3,712	3,396
	2年以内再入率(%)	18.5	18.0	17.3	16.9	16.1
和歌山県 ^(*)	2年以内再入者数(人)	44	30	19	19	19

(*) 再入所に係る犯行時の居住地が和歌山県である者の統計

(データ提供：法務省)

【出所受刑者の前刑罪名別2年以内再入者数等】

年次		H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	
全 国	窃 盗	出所受刑者数(人)	8,342	7,860	7,608	7,265	6,770
		2年以内再入者数(人)	1,942	1,824	1,695	1,663	1,477
		再入率(%)	23.3	23.2	22.3	22.9	21.8
	覚醒剤取締法違反	出所受刑者数(人)	6,456	6,184	6,144	6,134	5,982
		2年以内再入者数(人)	1,338	1,187	1,149	1,061	957
		再入率(%)	20.7	19.2	18.7	17.3	16.0
	傷 害・暴 行	出所受刑者数(人)	1,367	1,310	1,238	1,065	1,057
		2年以内再入者数(人)	223	212	199	164	176
		再入率(%)	16.3	16.2	16.1	15.4	16.7
	性犯罪	出所受刑者数(人)	687	640	674	643	653
		2年以内再入者数(人)	55	40	54	53	55
		再入率(%)	8.0	6.3	8.0	8.2	8.4
和歌山県 ^(*3)	窃 盗	2年以内再入者数(人)	11	14	12	5	6
	覚醒剤取締法違反	2年以内再入者数(人)	19	10	4	11	7
	傷 害・暴 行	2年以内再入者数(人)	4	1	0	0	0
	性犯罪	2年以内再入者数(人)	0	1	0	0	1

(*3)再入所に係る犯行時の居住地が和歌山県である者の統計

(データ提供：法務省)

【同種罪名による2年以内再入者率】

年次			H26年	H27年	H28年	H29年	H30年
全 国	窃 盗	2年以内再入者数(人)	1,942	1,824	1,695	1,663	1,477
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	1,513	1,456	1,398	1,344	1,214
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	77.9	79.8	82.5	80.8	82.0
	覚醒剤取 締法違反	2年以内再入者数(人)	1,338	1,187	1,149	1,061	957
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	1,113	991	980	887	782
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	83.2	83.5	85.3	83.6	82.0
	傷害・ 暴行	2年以内再入者数(人)	223	212	199	164	176
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	38	55	48	22	41
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	17.0	25.9	24.1	13.4	23.0
	性犯罪	2年以内再入者数(人)	55	40	54	53	55
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	13	10	12	13	13
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	23.6	25.0	22.2	24.5	24.0
和歌山県 ^(*4)	窃 盗	2年以内再入者数(人)	11	14	12	5	6
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	7	14	9	4	5
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	63.6	100.0	75.0	80.0	83.0
	覚醒剤取 締法違反	2年以内再入者数(人)	19	10	4	11	7
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	14	10	4	9	6
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	73.7	100.0	100.0	81.8	86.0
	傷害・ 暴行	2年以内再入者数(人)	4	1	0	0	0
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	1	0	0	0	0
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	25.0	0.0	-	-	-
	性犯罪	2年以内再入者数(人)	0	1	0	0	1
		同種罪名による2年以内再入者数(人)	0	0	0	0	0
		同種罪名による2年以内再入者率(%)	-	0.0	-	-	0.0

(*4)再入所に係る犯行時の居住地が和歌山県である者の統計

(データ提供：法務省)

2 重点課題

本県では、再犯防止推進法第2章で規定する国の基本的施策及び国の再犯防止推進計画を勘案し、重点的に取り組むべき5つの課題を設定し、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保しながら再犯防止施策を総合的に推進します。

[5つの重点課題]

- ① 就労・住居の確保
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ③ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な支援
- ④ 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施
- ⑤ 民間協力者の活動促進、全ての県民の理解と協力が得られるよう広報・啓発活動の推進

第3章 関係機関・団体との連携強化

犯罪をした者等の「居場所」を確保し、地域社会の中で孤立させることなく、社会復帰へとつなぐための息の長い支援を行うためには、刑事司法関係機関をはじめとする国の関係機関、犯罪・非行の防止や更生保護に取り組む関係団体、市町村や市町村社会福祉協議会等との連携強化が大切です。

県では、必要に応じ、各施策の取組状況や課題等について情報共有を行うため、国の関係機関、関係団体、県関係部局による会議を開催し、より効果的な施策のあり方について検討し、広く県民の意見を伺いながら社会復帰へとつなぐための支援を行います。

〔国の関係機関〕

大阪矯正管区
和歌山地方検察庁
和歌山地方法務局
和歌山刑務所
和歌山少年鑑別所
和歌山保護観察所
和歌山労働局

〔関係団体〕

和歌山弁護士会
和歌山県保護司会連合会
和歌山県更生保護女性連盟
和歌山県BBS連盟
更生保護法人和歌山県更生保護協会
NPO法人 和歌山県就労支援事業者機構
和歌山協力雇用主会
和歌山職親プロジェクト
社会福祉法人和歌山県社会福祉協議会
和歌山県地域生活定着支援センターま〜る
更生保護法人端正会
一般社団法人和歌山ダルク

(順不同)

第4章 取り組んでいく施策

1 就労・住居の確保のための取組

(1) 就労の確保

《現状と課題》

令和元年に再入所した者のうち、再犯時に無職であった者の割合は、全国では7割、和歌山県居住者についても7割弱という状況であり、再犯防止に向けて、就労を確保し生活基盤を安定させることは重要です。

国においては、矯正施設における社会のニーズに合った職業訓練・指導の実施、矯正就労支援情報センター室（通称「コレワーク」）の設置を始めとする矯正施設・保護観察所・ハローワークが連携した求人・求職のマッチングの強化、協力雇用主の開拓・拡大、刑務所出所者等就労奨励金制度の導入、国による保護観察対象者の雇用等の様々な施策が実施されています。

しかしながら、犯罪をした者等の中には、前科があることに加え、求職活動を行う上で必要な知識・資格を有していないために求職活動が円滑に進まない者もいること、社会人としてのマナーや対人関係の形成や維持のために必要な能力を身に付けていないために職場での人間関係を十分に構築できない、あるいは自らの能力・適性に応じた適切な職業選択ができないことにより、一旦就職しても離職してしまう者もいます。

また、犯罪をした者等の中には、障害の程度が福祉的支援を受けられる程度ではないものの、一般就労が難しい者が少なからず存在することや、雇用条件のミスマッチ等により、実際の雇用に結びついている協力雇用主は一部にとどまっていることなどの課題もあります。

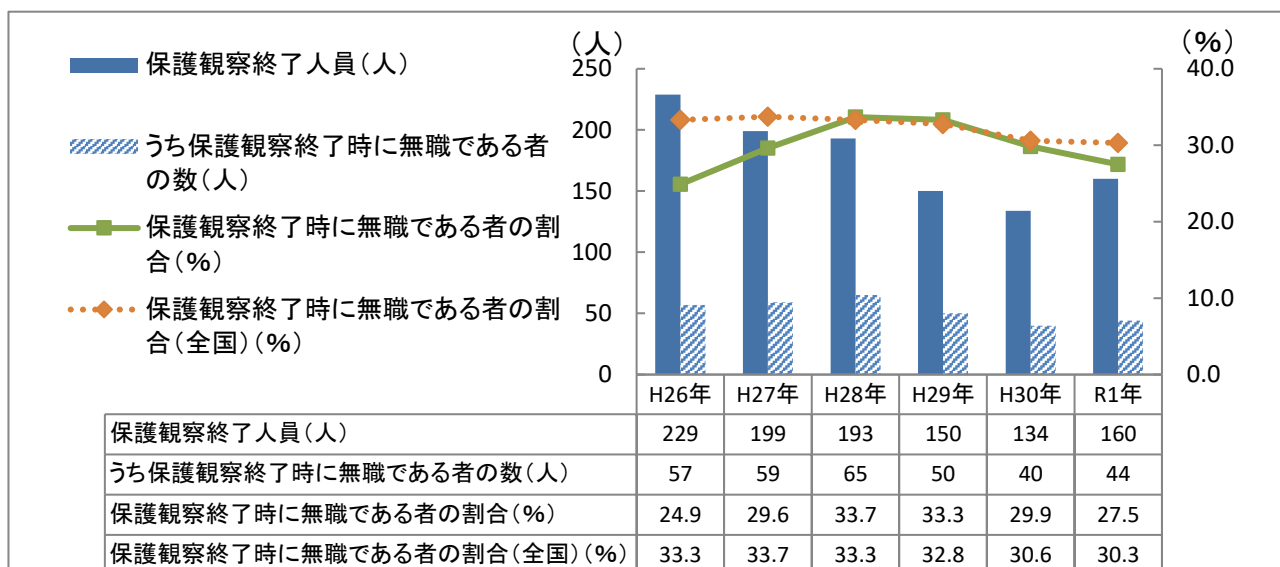
就労先の確保のため、就職に向けた相談・支援の充実や関係機関・団体との連携強化が重要であり、犯罪をした者等を確実に就労につなぐために就労支援窓口の整備等、新たな仕組みについて検討します。

【再犯時に和歌山県に居住していた令和元年中の新受刑者のうち、無職であった者の割合(学生・生徒、家事従事者及び就労状況が不詳の者を除く)】

	再入所者	無職者	割合
和歌山県	73人	49人	67.1%
全国	10,168人	7,229人	71.1%

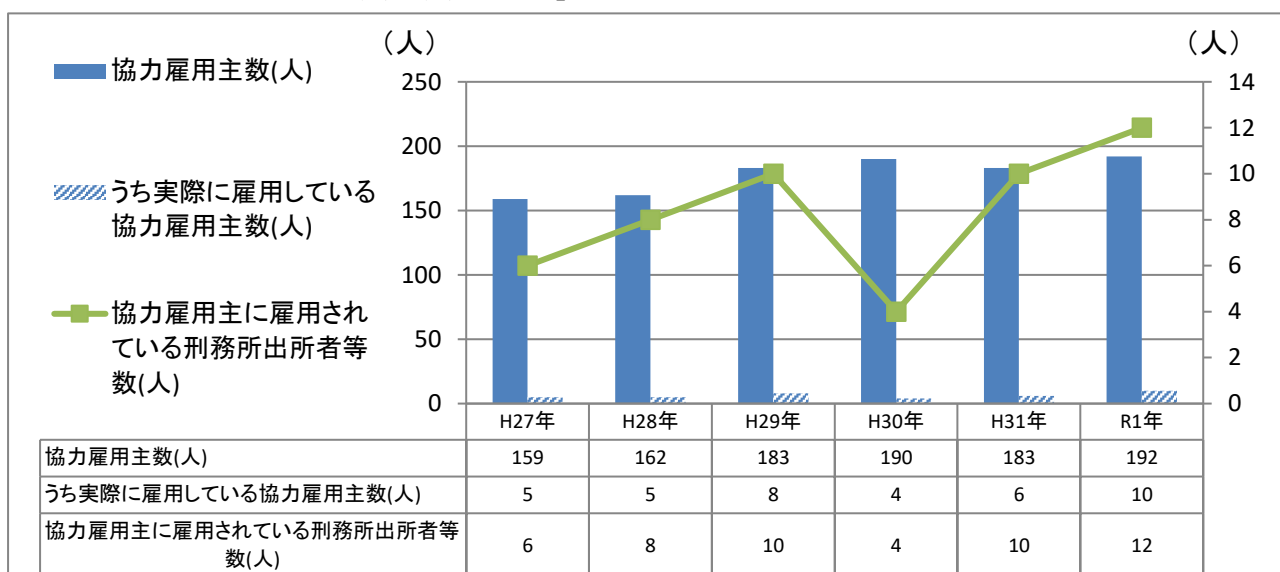
(データ提供：法務省)

【和歌山保護観察所における保護観察終了時に無職である者の割合(仮釈放者及び保護観察付全部執行猶予者)】



(データ提供：法務省)

【和歌山県の協力雇用主数、実際に雇用している協力雇用主数及び協力雇用主に雇用されている刑務所出所者等数】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 就職に向けた相談・支援等の充実

- ・ 県内3か所（橋本市、和歌山市、田辺市）の「若者サポートステーション With You」を拠点に若者に関するあらゆる相談への対応と、無業の若者への職業的自立支援を地域の支援ネットワークを活用しながら実施します。

【(県) 青少年・男女共同参画課】

- ・ 生活困窮者が困窮状態から早期に脱却することを支援するため、個々の状況に応じた支援プランを作成し、面接の心得などを指導するとともに、同行してハローワークにつなげるなどの就労支援を行います。

【(県) 福祉保健総務課】

- ・ 若年者のためのワンストップセンターである「ジョブカフェわかやま」において、ハローワークをはじめとした関係機関と連携し、和歌山で就職を目指している若年求職者、不安定就業者の方に就職相談、インターンシップ、各種セミナー、職業紹介など、様々な就職活動に関するサポートを実施します。

【(県) 労働政策課】

○ 一般就労と福祉的支援の狭間にある者の就労の確保

- ・ 生活困窮者で、就労に向けた準備が必要な方には、社会福祉法人をはじめ、地域で社会福祉を行う事業者が運営する施設での簡単な作業の手伝いや事業者と近隣農家が連携して行う農作物の収穫の手伝いなど、決められた時間で他の者と一緒に作業を行うことを通じて、規則正しい生活リズムを取り戻し、協調性を身につけてもらうなど、就労に必要な基礎能力を形成するための支援を行います。

【(県) 福祉保健総務課】

○ 建設工事入札参加者資格審査における加点

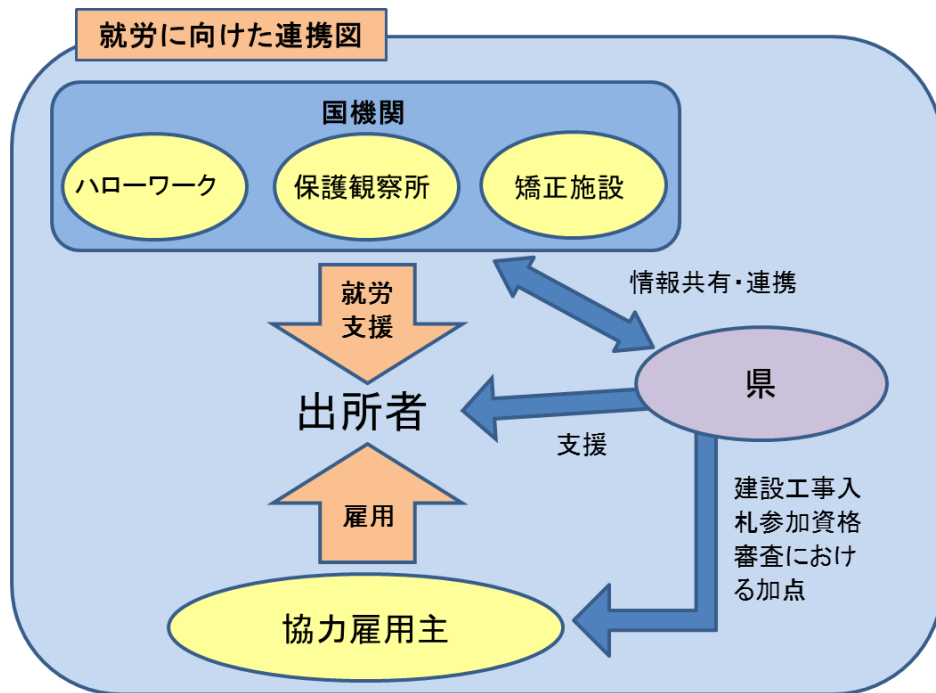
- ・ 建設工事入札参加資格審査において、保護観察対象者の雇用に対し、地方基準点数（和歌山県独自点数）で加点評価します。

【(県) 技術調査課】

○ 関係機関・団体との連携強化

- ・ 保護観察所が主催する「刑務所出所者等就労支援事業・推進協議会」に参加し、就労支援に関する取組事項や課題を共有し連携強化を図ります。

【(県) 労働政策課】



トピックス①

～国の機関（保護観察所、刑務所）が行う就労支援～

・ 保護観察所

「刑務所出所者等総合的就労支援対策」として、ハローワーク、更生保護協会等と連携し、「就労支援メニュー（身元保証制度、トライアル雇用、セミナー・事業所見学、職場体験講習）」を活用した「刑務所出所者等就労支援事業」を実施しています。

また、保護観察者等を雇用し、就労継続に必要な生活指導や助言などを行う協力雇用主に対して、「刑務所出所者等就労奨励金」を支給する制度を設けています。

なお、保護観察所において、協力雇用主の登録手続きを行っており、刑務所出所者等の雇用の受け皿を拡大するため、協力雇用主開拓にも力を入れています。

・コレワーク

コレワークは、法務省が所轄する国の機関であり、受刑者や少年院在院者の再犯防止を目的に、就労支援を専門的に行っています。

コレワークでは、全国の受刑者や少年院在院者の資格、職歴、帰住予定地等の情報を一括管理しており、事業主の雇用ニーズをお聞きした上で、そのニーズに適合する者を収容する矯正施設をご紹介します。その他、採用手続に関する支援や、刑務所等で実施している職業訓練見学会等の日程調整もいたします。

また、個別相談会、雇用セミナー等、事業主の疑問や不安に対する有益な情報を提供する取組も行っております。

無職者と有職者では再犯率が大きく異なります。受刑者や少年院在院者の社会復帰へのステップを雇用という形で支えていただける事業主の存在は大変貴重です。コレワークでは、そのような事業主に対するサービスの提供、相談に対応しております。例えば、「建設関係の仕事の経験があり、和歌山市内に帰住する人を探しています。」といったご相談など、お気軽にお問合せください。

- ①建設関係の仕事の経験があり、
- ②和歌山市内に帰住する人を探しています。

<相談例>

和歌山刑務所に適合する人がいます。求人募集は、「受刑者等専用求人」を御活用下さい。



・刑務所

社会復帰後の職場での円滑な人間関係を保つこと、仕事を長続きさせることを目的に、職場での心構え及び行動様式を身に付けさせるとともに、具体的な場面を想定した対応の仕方などの、就労生活に必要な基礎的知識・技能等を習得させるよう、就労支援指導を行っています。

和歌山刑務所は全国に数少ない女子刑務所です。加えて、日本人と異なる処遇を必要とする外国人受刑者も収容しています。

就労支援については、65歳以下で、就労が可能と思われる者には、釈放の見込み日からおおむね3日以内に就労支援ナビゲーターによるセミナーを受講させ、引き続き、就労支援を希望する者には、面接を実施して対象者の事情に応じた支援を行っています。

また、入所時の調査で特に就労支援が必要と思われる者には、臨床心理士による心理カウンセリングやその分析結果に基づくカンファレンスを行った上で就労への意欲喚起や職場定着に向けた動機づけを行い、出所後の健全な就労生活を送れるような働き掛けを実施しています。

トピックス②

～民間団体の取組～

・全国就労支援事業者機構

「認定 NPO 法人全国就労支援事業者機構」(以下「全国機構」)は、犯罪のない安全なまちづくりに貢献するための刑務所出所者等の就労支援を目的として設立されました。また、各都道府県には「NPO 法人就労支援事業者機構」(以下「都道府県機構」)が存在しています。

出所者等の就労支援は、一部の事業主の善意に大きく依存するべきではなく、経済界全体の協力によって支えるべきものであるという考えに基づき、協力雇用主の開拓や、協力雇用主に対して出所者等の雇用実績に応じた給与支払助成を行っています。また、都道府県機構からの事業実績報告を受けるなど連携を取り、全国的なネットワークでの事業推進を図っています。

都道府県機構は全国に50カ所存在し、全国機構と同じく協力雇用主の開拓はもちろんのこと、保護観察所等の関係機関や、保護司の方々と協力しながら、出所者等のニーズに応じた雇用を実現するため、支援事業に取り組んでいます。

・和歌山協力雇用主会

犯罪や非行をした者は、刑期を終えると再び地域に戻ってきます。このような人々が、定職に就けず、生活が安定しないことから再犯に至るというケースが多いのが現状です。

そのような状況に陥ることを未然に防ぐためには、出所者が就職して責任ある社会生活を送る必要があります。

協力雇用主は、犯罪をした者等の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪をした者等を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主の方々です。参加雇用主数は毎年増加傾向にあり、令和2年10月末時点で、約24,000の事業主が協力雇用主となっています。

和歌山県内の協力雇用主数は令和2年10月末時点で210社にのぼり、県内における出所者の再犯防止に大きく寄与しています。

和歌山協力雇用主会は、保護観察所に協力雇用主として登録している企業の相互援助を目的とした研修会や就労継続に向けた指導等を行っている団体です。現在約50の和歌山市内の企業が参画しており、保護観察所と協力して年1回程度、就職説明会を開催し、企業と出所者のマッチングを行っています。

・職親プロジェクト

出所者の非就職は再犯の大きな要因の一つです。例え就職したとしても、周囲の反発等が原因で仕事を辞めざるを得ない状況に陥ることも少なくありません。出所後、就職先を見つけられずにもう一度罪を犯す。これが再犯の悪循環となっています。

「職親プロジェクト」はその悪循環を断ち切るべく、官民連携で名前通り「職の親」となり、矯正施設内から出所・就労まで、切れ目なく支援を提供できる仕組みの構築を目指しています。

職親プロジェクトは2013年に日本財団と関西の7企業による民間発意で発足しました。現在、173社の企業がこのプロジェクトに参加しています。

参加企業は、職場定着率向上を目的とした矯正施設での職親企業による現場で必要とされる技術の講義や、職親企業での入所者のインターンシップ受け入れなどに取り組んでいます。また、受刑者を対象に採用面接も行います。面接に合格した場合、合格者は最長6か月の就労体験を経験することができます。

和歌山職親プロジェクトは、それまでも協力雇用主として刑務所・少年院出所者を職場に受け入れてきた企業が旗挙げ役となり、2016年に大阪、東京、福岡に次ぐ全国4番目の拠点として立ち上げられました。

受刑者に就職の希望があれば、刑務所等へ赴いて面接を行い、採用予定者に帰住先が無い場合には、会社の寮や社宅等の住居を用意して迎え入れるといった支援を行っています。その名の通り出所者たちの「親」となり、刑務所出所者や少年院出院者の社会復帰を支援しています。

現在、和歌山県では20の企業がこのプロジェクトに参加し、再犯防止の一翼を担っています。

(2) 住居の確保

《現状と課題》

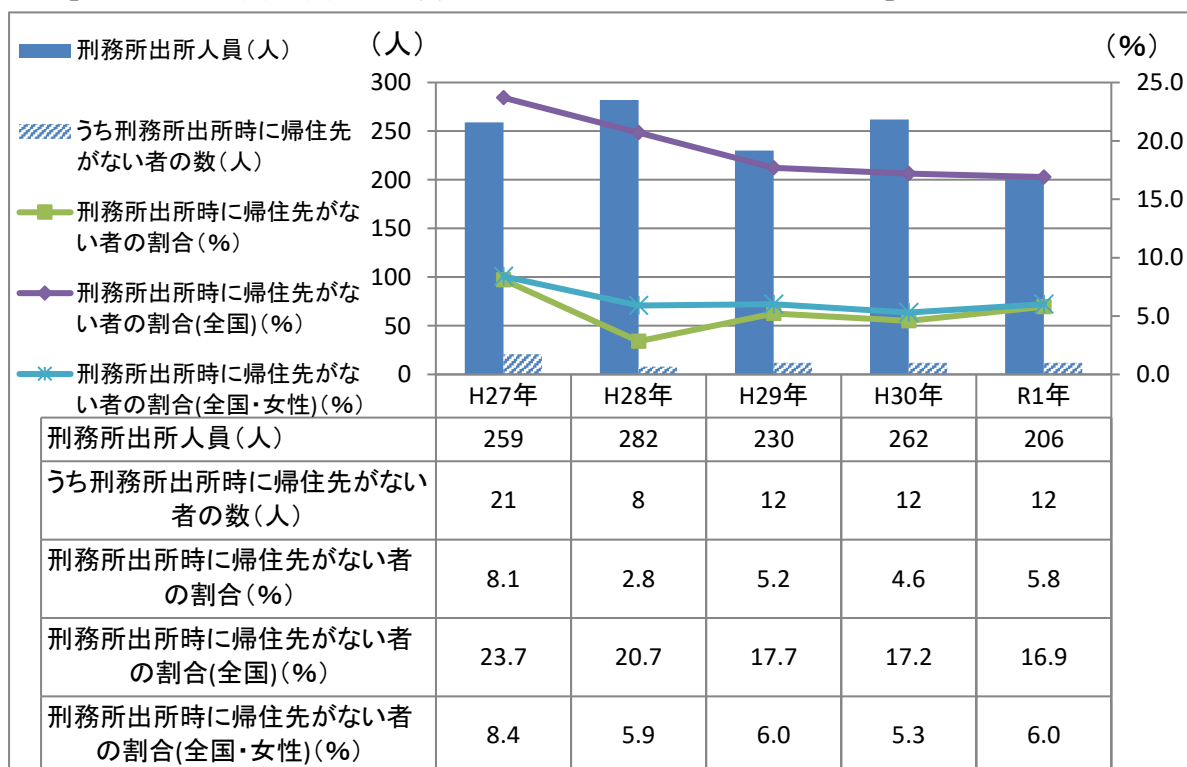
令和元年中に全国の刑務所を出所した者のうち、健全な社会生活を営む上で適切な帰住先の確保ができずに出所した者は16.9%になっており、適切な帰住先の確保は、再犯防止の観点からも重要です。

国においては、受刑者等の生活環境を把握するため帰住予定地の状況調査等の実施や、親族等のもとに帰住することができない者の一時的な居場所となる更生保護施設の受入機能の強化、自立準備ホームの確保など、矯正施設出所後の帰住先の確保に向けた取組が実施されています。

更生保護施設や自立準備ホームは、あくまで一時的な居場所であり、退所後は地域に生活基盤を確保する必要がありますが、身元保証人がいない上、家賃滞納歴等により民間家賃保証会社が利用できないことなどから賃貸契約ができない場合もあります。

犯罪をした者等が自ら住居を確保することは困難な場合が多く、福祉サービスによる支援の充実や安定的な住宅の確保が必要です。

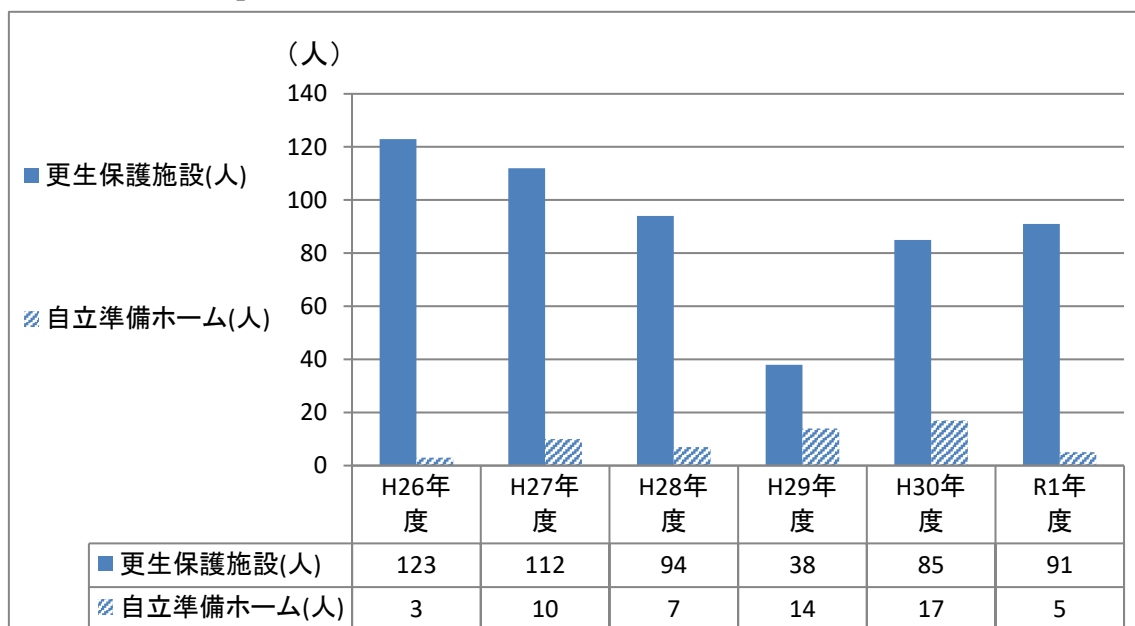
【和歌山刑務所出所時に帰住先がない者の数及びその割合】



(データ提供：法務省)

※和歌山刑務所は女子刑務所であるため、比較対象として、刑務所出所時に帰住先がない者の割合(全国・女性)を記載しています。

【和歌山県の更生保護施設及び自立準備ホームにおいて一時的に居場所を確保した者の数】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

- 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援
 - ・ 高齢又は障害があることにより矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難な者に対しての支援を行うため、和歌山県地域生活定着支援センターを設置しています。

センターにおいて、退所後直ちに生活する場を確保するため、保護観察所からの依頼に基づく受け入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援等を実施します。

また、地域社会等の理解を求めるとともに、矯正施設、保護観察所と連携し、地域社会での定住を目指します。

【(県) 障害福祉課】

- 生活困窮者に対する相談支援等
 - ・ 経済的な困窮のため、最低限度の生活を維持することができない方に対し、家賃などの住居に要する費用（生活保護（住宅扶助））を補助しています。
 - ・ 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した方又は住居を喪失するおそれのある方に対し、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行うことを

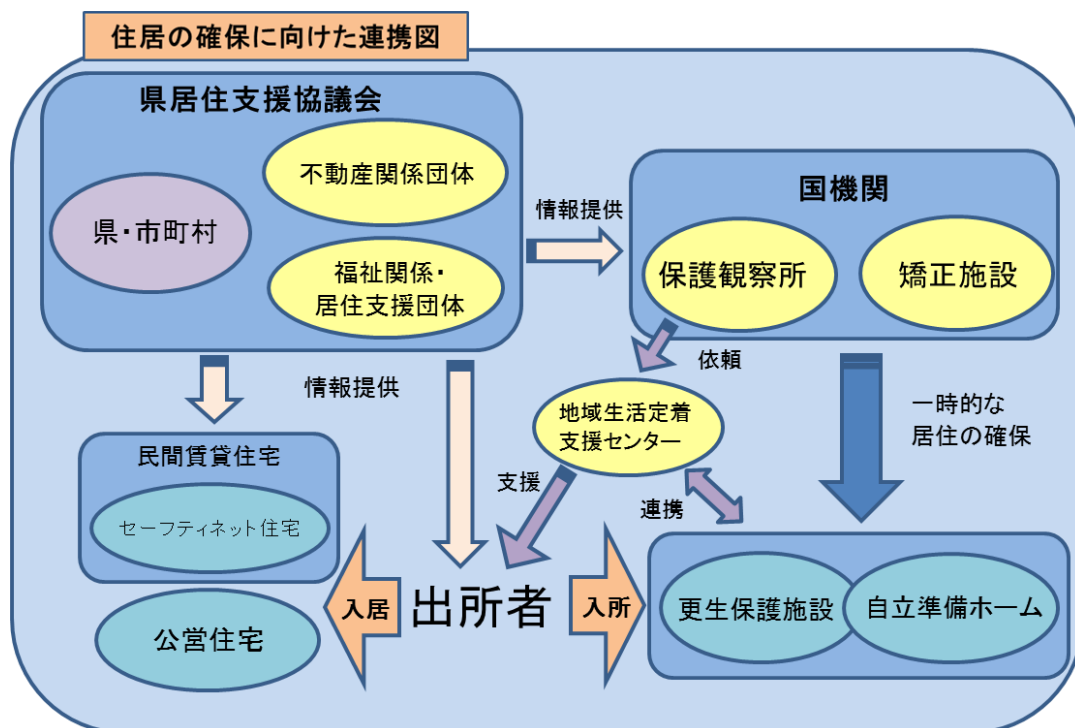
目的として、家賃相当分の給付金（生活困窮者住居確保給付金）を支給しています。

【（県）福祉保健総務課】

○ 賃貸住宅の供給の促進

- 保護観察対象者等を含めた様々な住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進するため、行政・不動産関係団体・福祉関係団体が連携する和歌山県居住支援協議会を組織し、住宅情報の提供等の支援を行います。また、住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を促進するため、周知啓発等を行います。

【（県）建築住宅課】



トピックス③

～更生保護施設「端正会」について～

更生保護施設 端正会は、更生保護事業法により法務大臣の認可を受けて更生保護施設を運営しています。保護観察所長の委託を受け、刑務所等を出所した人等のうち、頼る人がいない人や社会復帰に問題を抱える人を受け入れ、その人が責任ある社会の一員として立ち直るよう支援して、犯罪や非行が繰り返されない、何よりも新たな被害者を生まない安全・安心な社会の実現に寄与しています。

端正会は、男子及び女子の双方を受け入れる全国でも数少ない施設で、入所者定員数は男子10名、女子10名の計20名のところ、令和3年1月末時点で15名が生活しています。居室は2人で1室を基本としており、入所者が一定のきまりの中で共同生活を送り、ルールを守るとともに、お互いに尊重・思い合うことを大切にした生活を送るよう指導を行っています。

また、更生保護関係者はもちろんのこと、地域の方々、医療・福祉関係者の協力体制のもと、24時間体制で食事や宿泊場所の提供や、自立を阻む問題（高齢、薬物・ギャンブル等の依存、不良交流、貧困他）を解消する指導・支援を行っています。

～端正会が行う保護の内容～

受入準備	・入所する人の特性を把握し、処遇の方法を準備
入所時の手続き	・責任ある社会人として行うべき手続きの指導
宿泊場所・食事の提供	・温かいご飯と寝床を提供し、きまりのある生活を
就労支援	・ハローワークや協力雇用主、就労支援事業者機構の協力で就労支援
生活指導	・生活スキル向上に親身になって指導、支援
福祉支援	・高齢者や障害を有する入所者が福祉サービスを受けられるよう支援
居住支援	・立ち直りに適切な居住環境の確保
退所後の助言等	・退所者の生活上での悩みや相談に対応

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進のための取組

(1) 高齢者又は障害のある者への支援

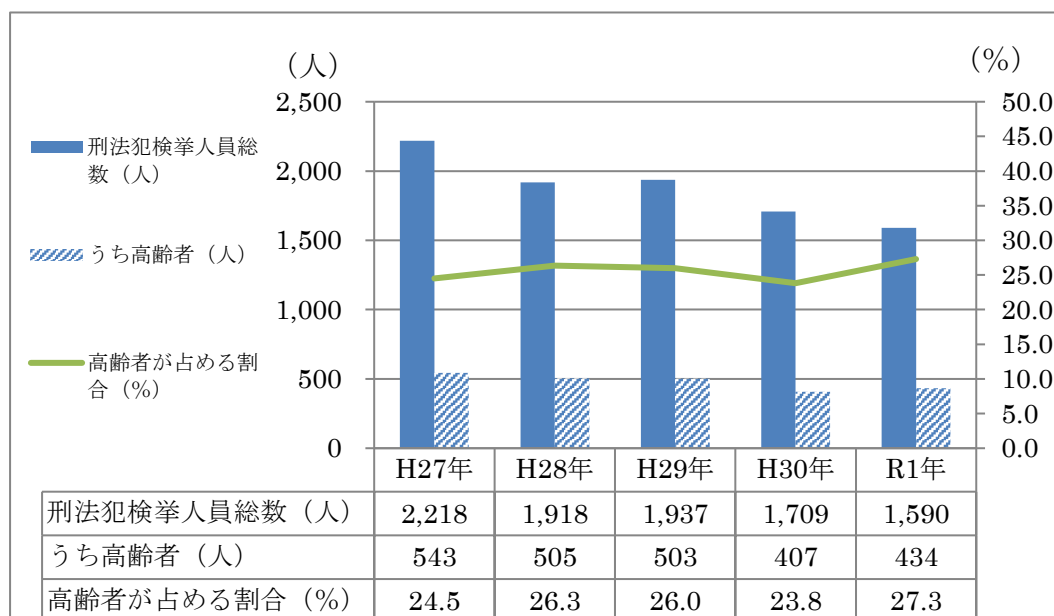
《現状と課題》

高齢者（65歳以上の者）が、出所後2年以内に刑務所に再び入所する割合は、全世代の中で最も高いほか、出所後5年以内に再び刑務所に入所した高齢者のうち、約4割の者が出所後6か月未満という極めて短期間で再犯に至っています。知的障害のある受刑者についても、全般的に再犯に至るまでの期間が短いとされていることから、高齢者や障害のある者への支援が重要となります。

国においては、矯正施設出所者等に対する支援（出口支援）や起訴猶予者等についても身柄釈放時等に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を実施してきました。

しかしながら、刑務所を出所あるいは起訴猶予等となった高齢者や障害のある者の中には、福祉的支援が必要であるにもかかわらず、本人が支援を希望しない場合もある等、必要な福祉サービスにつながらないまま出所すること等の課題があります。自立した生活が困難な高齢者や障害がある者など社会的孤立しやすい者に対する福祉的支援は、専門的な知識や経験が必要で、関係機関・団体相互の連携により切れ目なく行う必要があります。

【和歌山県警が検挙した刑法犯検挙人員中の高齢者（65歳以上）の推移】



(データ提供：和歌山県警察)

《具体的施策》

○ 自立した生活が困難な者に対する福祉的支援

- ・ 高齢又は障害があることにより矯正施設出所後に自立した生活を営むことが困難な者に対しての支援を行うため、和歌山県地域生活定着支援センターを設置しています。

センターにおいて、退所後直ちに生活する場を確保するため、保護観察所からの依頼に基づく受け入れ先施設等のあっせんや福祉サービス等に係る申請支援等を実施します。

また、地域社会等の理解を求めるとともに、矯正施設、保護観察所と連携し、地域社会での定住を目指します。(再掲)

【(県) 障害福祉課】

- ・ 和歌山県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口とし、判断能力に不安のある高齢者や障害者等を対象に、本人と市町村社会福祉協議会との契約に基づき、福祉サービス利用援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり等、地域において自立した生活を送れるよう支援します。
- ・ 和歌山県成年後見支援センターにおいて、判断能力の低下により日常生活を送ることや財産管理が困難になった時、本人に代わって法的に権限を与えられた成年後見人が手続きを行う成年後見制度の利用に向け相談や支援を行います。
- ・ 和歌山県社会福祉協議会を実施主体、市町村社会福祉協議会を窓口とし、低所得者世帯や障害者・高齢者世帯の経済的自立や生活意欲を助長するため、社協職員や民生委員が相談支援を行いながら、低利または無利子で資金の貸し付けを行います。

【(県) 福祉保健総務課】

- ・ 認知症の家族や当事者の方の悩みや課題に対して相談を受け付ける専用相談窓口を設置し支援します。

【(県) 長寿社会課】

- 関係機関・団体との連携の強化
 - ・ 県地域生活定着支援センターが行う、刑務所等を出所した高齢者や障がいのある者に対する支援について、
 - ① 困難事例等の共有等を行いながら、関係者（国の関係機関や関係団体、市町等）間の理解を深める研修を実施
 - ② 福祉事業者に対して支援協力者の確保を図るとともに、センター事業への理解を深めることで円滑な地域移行につなげるために巡回訪問を実施
 - ③ 支援対象者を受け入れた福祉事業者が支援対象者の受け入れが予想される福祉事業者に対して、支援のノウハウを広く共有することを目的とした研修を実施し、更なる地域での連携を図ります。

【(県) 障害福祉課】

トピックス④

～地方検察庁刑事政策推進室の社会復帰支援～

検察庁においては、再犯防止等の刑事政策的観点も踏まえながら、捜査・公判活動を遂行しています。知的障害のあるものや高齢者等福祉支援を必要とする起訴猶予者等について、保護観察所等関係機関と連携し、身柄釈放時に福祉サービスに橋渡しするなどの取組（入口支援）を、地域の実情に応じて実施しています。

最高検察庁においては、平成28年に「刑事政策推進室」を設置し、再犯防止・社会復帰支援等を主なテーマとして、各地の検察庁での取組等に関する情報の収集やフィードバック、これら取組の検討や各検察庁への助言・指導をはじめ、関係機関との連絡・調整等を行っています。

和歌山地方検察庁においては、平成28年に「刑事政策推進室」を設置し、罪を犯した高齢者・障害者等の円滑な社会復帰及び再犯の防止に向けた助言等を行い、被疑者等の社会復帰支援（入口支援）に取り組んでいます。

さらに、被疑者等のそれぞれの実情に応じたより適切な支援を行うため、保護観察所や地域生活定着支援センター等関係機関との連携により必要な助言を得られるようにしています。

トピックス⑤

～和歌山県地域生活定着支援センターま～るの取組～

社会福祉法人和歌山県福祉事業団が運営する「和歌山県地域生活定着支援センターま～る」（以下「センター」）では、高齢者や障害を有する刑務所等からの出所予定者について、福祉の面において支援を行うことを目的として、平成21年9月に設立されました。センターでは、出所してから福祉サービスが受けられるよう、和歌山県保護観察所と連携して、主にコーディネート業務、フォローアップ業務を通して出所者を支援しています。

① コーディネート業務

保護観察所からの「特別調整協力等依頼書」(※)に基づき、刑務所入所者を対象に、退所後に必要なニーズ内容を確認することで福祉サービスに繋げています。

② フォローアップ業務

前述のコーディネート業務の斡旋により矯正施設退所者を受け入れた事業所に必要な助言等を行います。助言の他には、事業所へ出向き、モニタリングを実施しています。また、必要に応じ、ケース会議へも参加しています。

③ 相談業務

懲役若しくは禁錮の刑の執行を受けた、又は保護処分を受けた後、矯正施設から退所した人、その他センターが支援を必要とすると認めた人等の福祉サービス利用に関して、本人又はその関係者からの相談に応じ、助言その他必要な支援を行います。

センターでは、上で述べたような出所の際の「出口支援」だけでなく、罪を犯し、事情聴取や取り調べ等の刑事手続段階にある高齢者・障害者に対して、障害者手帳取得や要介護認定申請等を行う「入口支援」にも検察庁・弁護士会・福祉サービス事業所等からの依頼に応え、取り組んでいます。

センターでは平成21年の開所から令和3年1月末現在まで、延べ約550人の支援に当たって来ました。今後も支援件数は増えていくと考えられ、各機関と連携した支援が必要になっています。

※特別調整

高齢（おおむね65歳以上）であり、又は障害を有する入所者等であって、かつ、適当な帰住予定地が確保されていない者を対象として、特別の手續に基づき帰住予定地の確保その他必要な生活環境の整備を行うこと。

(2) 薬物依存を有する者への支援

《現状と課題》

法務省によると、覚醒剤取締法違反による検挙者数は毎年1万人前後で推移しており、新たに刑務所に入所する者の罪名の約3割が覚醒剤取締法違反となっています。また、覚醒剤取締法違反の罪により平成30年に刑務所を出所した者のうち、同じ覚醒剤取締法違反で2年以内に再入所した者は、全国では81.7%、和歌山県では85.7%を占めており、薬物による再犯者率が非常に高く、依存性が高いことが窺えることから、薬物依存症からの回復に向けた支援等が重要です。

国においては、矯正施設及び保護観察所における一貫した専門的プログラムを実施しており、「薬物依存のある刑務所出所者等の支援に関する地域連携ガイドライン」の作成、地域において薬物依存症治療の拠点となる医療機関の整備等の施策に取り組むとともに、薬物依存からの回復に向けた矯正施設・保護観察所による指導と医療機関による治療、回復支援施設や民間団体等による支援等を一貫して行うための体制を整備するほか、平成28年6月から施行された刑の一部の執行猶予制度の適切な運用を図ることとしています。

しかしながら、矯正施設、保護観察所、地域の保健医療・福祉関係機関、回復支援施設や民間団体等について効果的な支援等を行う体制が不十分であること等の課題があります。

薬物事犯者の多くは、犯罪をした者等であると同時に薬物等の依存症患者である場合もあり、薬物等の依存症からの回復には継続的な治療・支援を受けることが必要です。また、本人のみならず家族や周囲を巻き込み、大きな影響を与えることから、家族等が依存症に対する理解を深め、適切に対応するための情報提供や相談支援を充実していくことが重要です。

さらに、司法関係機関や保健医療・福祉関係機関、民間支援団体との連携を図り、薬物依存からの回復のため継続的に支援していく必要があります。

【和歌山県の薬物事犯保護観察対象者のうち、保健医療機関等による治療・支援を受けた者の数及びその割合】

年次	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度
薬物事犯保護観察対象者の数 (人)	82	91	74	86	96
うち保健医療機関等による治療・ 支援を受けた者の数(人)	1	3	3	0	0
保健医療機関等による治療・支援 を受けた者の割合(%)	1.2%	3.3%	4.1%	0.0%	0.0%

(データ提供：法務省)

《具体的施策》

- 薬物依存に関する相談体制の充実及び広報・啓発
 - ・ 県精神保健福祉センター及び保健所において、電話、面談により、薬物依存症者の精神科医療や回復に向けた相談や、家族・周囲の方の対応に関する相談に応じます。
また、当事者に対しては認知行動療法を用いたプログラムやグループセッションを行うとともに、その家族等に対してはワークブックを活用した回復の支援を行います。

【(県) 障害福祉課】

- ・ 県立こころの医療センターにおいて、薬物依存症の相談、医師による診察・治療を行います。

【(県) こころの医療センター】

- ・ 薬務課及び各保健所（支所）に電話相談窓口を設置するとともに、昼夜を問わず受付できるメール相談窓口を設置し、啓発資材等を活用して相談窓口の周知を図ります。

【(県) 薬務課】

- ・ 薬物依存問題を抱える当事者および家族からの相談窓口を警察本部及び警察署に設置、相談内容に応じ、支援団体の教示など必要な措置を実施します。

各種広報媒体（インターネット、ラジオ等）を利用して薬物の乱用防止のための広報を実施します。

薬物事件で検挙されて勾留中の者に対し、薬物再乱用防止に関する知識、支援関係機関、相談窓口等の教示、資料の閲覧、交付などを実施します。

【(県警) 組織犯罪対策課】

- 関係機関・団体との連携の強化
 - ・ 薬物の再乱用防止に関わる各種機関及び団体で構成する担当者会議を和歌山保護観察所と共催で開催し、相互の連携強化等に係る検討及び情報の共有を図ります。

【(県) 薬務課】

トピックス⑥

～ダルク(DARC)の取組～

ダルク(DARC)とは、覚醒剤、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるため、当事者により始められた回復支援事業で、1986年に活動が始まり、現在ほぼ全県に展開しています。

一般社団法人和歌山ダルクは、全国的に見ても数少ない女性が入所できる施設でもあり、依存当事者の母親が子供と共に入所できる施設でもある「ロイズホーム」を運営しています。

入所者たちは共に過ごす中でフェロウシップを育み、互いに助け合い、クリーン(薬物・アルコールを使わないで生きる)でいることを目指しています。施設では、リカバリーダイナミクスとミーティングを軸として、AA(アルコール・アノニマス)(※1)やNA(ナルコティクス・アノニマス)(※2)の12Step(※3)等の様々な依存症回復プログラムに、一日の午前と午後に分け、日々取り組んでいます。

プログラムに取り組む以外にも、外でのレクリエーションや、夕食を入所者の当番制にして自分たちで作るなど、お互いが信頼関係を築き、共に支えあって依存からの回復を目標に過ごしています。

また、医療・司法・福祉・行政・教育現場と連携を図り、薬物・アルコール乱用防止の広報・啓発活動にも積極的に取り組んでいます。特に教育現場等への講演講師派遣では、施設スタッフだけではなく、実際の入所者にも自身について話してもらうことにより、依存症に対する周囲の理解促進を働き掛けています。

※1 AA(アルコールクス・アノニマス)

様々な職業・社会層に属している人々がアルコールを飲まない生き方を手にし、それを続けていくために自由意思で参加している世界的な団体。

※2 NA(ナルコティクス・アノニマス)

前述のAA参加者から生まれた、薬物依存からの回復を目指す薬物依存者の国際的かつ地域に根ざした集まり。

※3 12 Step

AAが作成したアルコール依存症から回復するためのプログラム。12段階に分かれている。

3 特性に応じた効果的な支援のための取組

《現状と課題》

犯罪・非行に至る背景は多岐にわたり、例えば、飲酒運転や窃盗を繰り返す背景には、アルコール依存症の問題や、依然そのメカニズムは解明されていないものの、直接犯罪に結びつくいわゆる「窃盗症」の問題も指摘されています。

再犯防止のための指導等を効果的に行うためには、犯罪や非行の内容はもとより、対象者一人一人の経歴、性別、性格、年齢、心身の状況、家庭環境、交友関係、経済的な状況等の特性を適切に把握した上で、その者にとって適切な指導等を選択し、一貫性を持って継続的に働き掛けることが重要です。

国においては、性犯罪者、暴力団関係者、少年・若年者、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性など、それぞれの対象者の特性に応じた指導及び支援の充実を図るとともに、犯罪被害者の視点を取り入れた指導及び支援等の実施を図ってきましたが、支援の一貫性・継続性が不十分であるなどの課題があります。

今後、犯罪をした者等の特性及び支援の一貫性・継続性に一層配慮して施策に取り組む必要があります。

《具体的施策》

○ ストーカー加害者に対する指導等

- ・ ストーカー規制法に定められた警告、禁止命令等の運用により、被害者への接触防止措置を徹底します。

加害者の内面に働きかけて、執着心や支配意識を取り除くため、カウンセリング等が有効と認められる者への治療勧奨を行っています。

カウンセリング等を受ける意思があれば、提携している精神科医の協力を得て、疾患に応じたカウンセリング等を実施し、再犯防止を図ります。

【(県警) 生活安全企画課】

○ 性犯罪者に対する指導等

- ・ 法務省の協力を得て、子供対象性犯罪・暴力的性犯罪を犯して刑事施設に収容され、出所した者について、その再犯防止を図るため、出所後の継続的な所在確認や面談など再犯防止と社会復帰に向けた支援を実施します。

【(県警) 生活安全企画課】

- 暴力団関係者等に対する指導等
 - ・ 暴力団関係者の検挙、暴力団関係者からの相談等の機会を通じ、離脱、社会復帰に向けた指導、働きかけをします。
 - ・ 和歌山市内の警察署及び和歌山県暴力団追放県民センターとの社会 復帰並びに被害回復対策検討会や和歌山県暴力団追放県民センターによる和歌山県暴力団離脱者等社会復帰対策協議会定例会総会を開催し、暴力団関係者の社会復帰に向けた情報共有及び連携強化を図ります。

【(県警) 組織犯罪対策課】

- 少年・若年者に対する支援等
 - ・ 「若者サポートステーション With You」において、子供・若者のあらゆる相談に対応し、適切な支援機関の紹介や情報提供、助言等を行います。
また、出張相談を行うなど、相談窓口を拡充し、子供・若者が気軽に相談できる体制を整備するとともに、関係機関との連携を強化し、支援体制の充実を図ります。

【(県) 青少年・男女共同参画課】

- 依存症者に対する支援・指導等
 - ・ 県精神保健福祉センターにおいて、アルコール、薬物、ギャンブル等をはじめ、様々な依存の問題に関する相談窓口を設置し支援します。

【(県) 障害福祉課】

- ・ 県立こころの医療センターにおいて、薬物依存症・窃盗症等、各種依存症の相談、医師による診察・治療を行います。
- ・ 県立こころの医療センターにおいて、医師による診察・治療、依存症についての医学的知識や回復方法等について学ぶ基礎講座、認知行動療法、家族が依存症への理解や具体的な接し方を学ぶ家族教室等のプログラムの実施をはじめ、社会資源の紹介・活用等、包括的な支援を行っています。

【(県) こころの医療センター】

- ・ 飲酒運転違反者に対し、アルコール依存症に関する受診等の義務履行を促進し、アルコール依存症と診断された者について医療機関での治療を継続的に指導します。

【(県) 県民生活課】

- 高齢者に対する支援等
 - ・ 認知症の家族や当事者の方の悩みや課題に対して相談を受け付ける専用相談窓口を設置し支援します。(再掲)

【(県) 長寿社会課】

- 発達上の課題を有する犯罪をした者等に対する支援等
 - ・ 和歌山県発達障害者相談支援センター「ポラリス」を平成17年10月に設置し、発達障害児者とその家族を総合的に支援するため、電話や来所等による相談支援や就労支援に加え、保育・教育・福祉・医療機関等に対して、助言やコンサルテーションを行い発達支援を実施します。

【(県) 障害福祉課】

4 非行少年の立ち直り支援及び学校等と連携した就学支援の実施

《現状と課題》

未成年者が非行に至る過程で学業に価値を見出せず進学を断念したり、中退する者が少なからずいることから、非行少年の立ち直り支援及び学校への就学支援が重要です。

国においては、高等学校の中退防止のための取組や、高等学校未進学者や高等学校中退者に対する就労等支援、矯正施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施、少年院における教科指導の充実、少年院出院後の修学に向けた相談支援・情報提供、少年院在院中の高等学校等の受験に係る調整等を支援しています。

過去に警察で関わりをもった少年の中には、少年を取り巻く環境や少年自身の問題などの様々な要因で、疎外感や孤独感を抱き、再非行に走る者が数多く存在しており、居場所づくりを通じた立ち直り支援についても重要となっています。

将来を担う少年たちの健全育成を図るためには、学校や地域における非行の未然防止に向けた取組をより一層充実させていく必要があります。また、円滑な社会復帰のためには、進学・復学のための支援、情報提供等を継続していく必要があります。

【再犯時に和歌山県に居住していた令和元年中の新受刑者のうち、高等学校に進学していない者の割合】

	受刑者数	高等学校未進学者	未進学率
和歌山県	73人	27人	37.0%
全国	10,187人	4,477人	43.9%

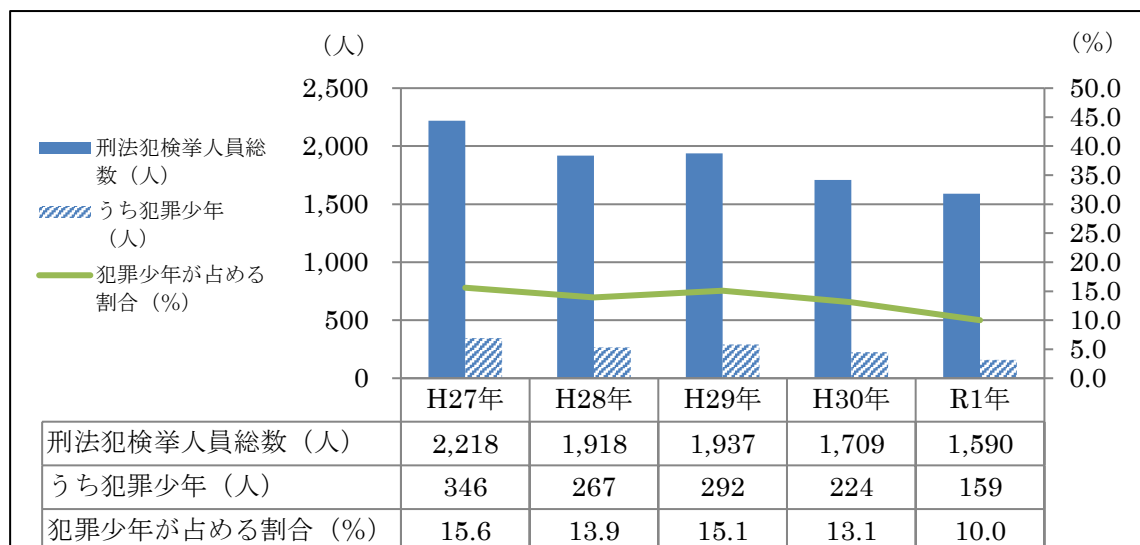
(データ提供：法務省)

【再犯時に和歌山県に居住していた令和元年中の新受刑者のうち、高等学校中退者の割合】

	受刑者数	高等学校中退者	中退率
和歌山県	73人	22人	30.1%
全国	10,187人	2,652人	26.0%

(データ提供：法務省)

【和歌山県警が検挙した刑法犯検挙人員中の犯罪少年の推移】



(データ提供：和歌山県警察)

《具体的施策》

○ 児童生徒の非行の未然防止等

- ・ 夏の子供を守る運動（7月～8月）において、各地域の青少年センターと連携した啓発活動や少年補導委員等との夜間特別街頭補導を実施します。
- ・ ネットパトロール、ネットモラル指導者養成講座、ネットトラブル相談窓口により、青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境を整備し、ネット依存を防止し、及び情報モラル教育を行う教員を養成するとともに、ネットパトロールによる有害情報対策を推進します。
- ・ 夏の子供を守る運動（7月～8月）、“社会を明るくする運動”強調月間（7月）、子供・若者育成支援県民大会（秋季）において、青少年の健全育成のための広報啓発を実施します。
- ・ 少年保護関係機関会議を開催し、各関係機関・団体との情報共有及び連携の強化を図ります。

【(県) 青少年・男女共同参画課】

- ・ 少年非行防止活動の拠点として警察本部及び田辺警察署内に少年サポートセンターを設置し、過去に警察でかかわりを持った少年の立ち直りを支

援し、少年の非行を防止するため、少年の社会参加活動や居場所づくり活動等を行います。

また、少年と年齢が近い大学生・大学院生を学生サポーター「ブロッサムリーダーズ」として委嘱し、様々なボランティア活動に参加し、居場所づくりを行うことで、非行少年や保護者の立ち直りを支援しています。

- ・ 小中学校や高校等へ少年サポーターを派遣して非行防止教室を開催し、児童生徒の規範意識を向上させるなど非行やいじめの防止を図ります。

また、教育委員会との連携のもと、中学校に学校支援サポーターを派遣し、常駐させて、生徒への指導や教員への助言等を行うことにより、学校環境の改善を図ります。

【(県警) 少年課】

- ・ 様々な悩みを抱える児童生徒及び保護者に対して適切に相談支援を行うため、公立小・中・義務教育学校及び高等学校、特別支援学校にスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置を拡充します。

加えて、対面、電話相談窓口や子供にとって身近な SNS での相談窓口を設置し、より相談しやすい環境を整備することで、非行の未然防止や深刻化の防止に向けた取組を推進します。

- ・ 非行の未然防止活動の一層の充実を図るため、法務少年支援センター(少年鑑別所)との連携を促進します。

- ・ 児童生徒の非行や問題行動及び犯罪被害の防止、安全確保に関し、学校と警察が連携・協力することによって、児童生徒の健全育成を図ります。

- ・ 学校が単独で解決することが困難とされる事案について、弁護士、臨床心理士等で構成される教育支援評価会議により適切な対応方法を助言したり、タスクフォースの派遣により当該事案の速やかな解決を図ることによって児童生徒の非行の未然防止につなげます。

- ・ 県立学校について、問題行動を起こした生徒に対しての特別指導を行うにあたっては、学校での別室謹慎指導等を適宜組み入れ、生徒に反省を促すとともに、学習の遅滞を生じさせない工夫・配慮を行うよう指導します。

- ・ 暴力行為、いじめ、不登校、中途退学等について、学校における組織的対応を充実させるために、要となる生徒指導部長等の研修を行い、教員の指導力向上を図ります。

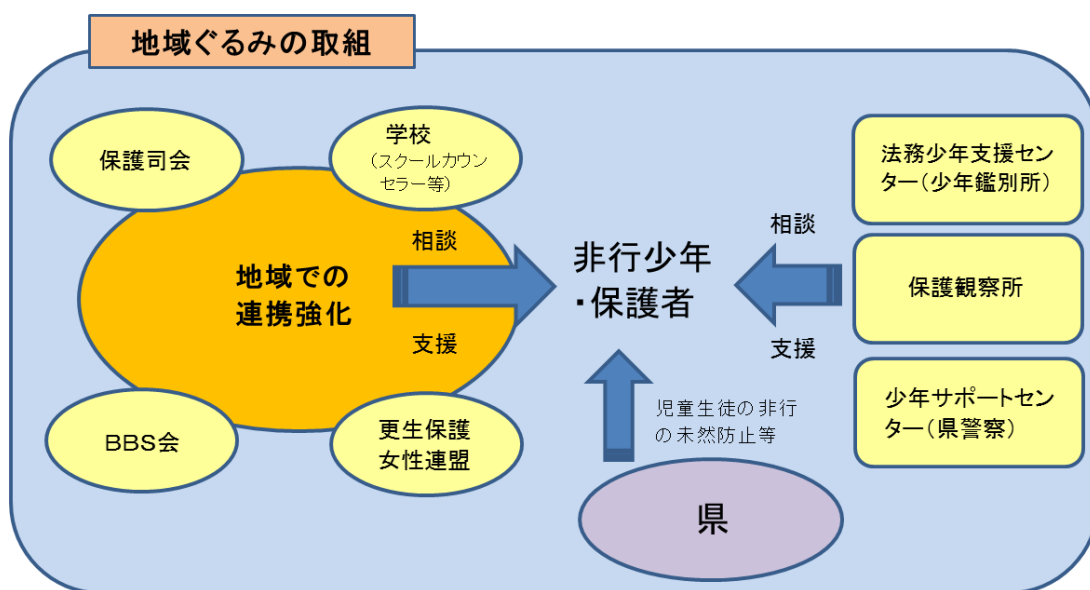
【(県教委) 教育支援課】

- 非行等による学校教育の中断の防止等
 - ・ 市町村教育委員会及び県立学校に対し、矯正施設に入院・入所している児童生徒が、円滑に学校生活に復帰・進学できるよう矯正施設と緊密に連携・協力するよう助言・指導します。

【(県教委) 教育支援課】

- 学校や地域社会において再び学ぶための支援
 - ・ 様々な理由により高等学校を中途退学した生徒等に対する支援を充実するため、若者サポートステーション With You 等との連携を強化します。支援を必要とする生徒の県立高等学校・特別支援学校高等部から若者サポートステーション With You への円滑な引継ぎや連携した支援の実施手順等をまとめた手引きを県立学校に周知し、生徒本人のニーズや保護者の意向を確認しながら相談支援を進め、社会の担い手として活躍できるよう、一人一人に応じた支援につなげます。

【(県教委) 教育支援課】



トピックス⑦

～法務少年支援センター（少年鑑別所）の取組～

少年鑑別所は以下の3つを主な業務としている法務省管轄の施設です。

- (1) 鑑別
家庭裁判所の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うことをいう。
- (2) 観護処遇
少年鑑別所に収容している者に対する取扱いの全て（鑑別を除く。）をいう。
- (3) 地域援助
地域社会における非行・犯罪の防止に関する援助を行うことをいう。

鑑別は、医学、心理学、教育学、社会学などの専門的知識及び技術に基づき、対象者が非行に至った資質上又は環境上の事情を明らかにした上で、その事情の改善に寄与するため、処遇に資する適切な指針を示すことを目的として実施します。

観護処遇は、情操の保護に配慮するとともに、特性に応じた適切な働きかけを通じて健全な育成に努めています。主に学習支援、読書、書道などの機会を設けています。

地域援助の面では、「法務少年支援センター」として、地方公共団体、児童福祉機関、学校・教育関係機関、保健・医療機関、司法・更生保護官署等との関係構築を図り、子ども若者に対する必要な支援や地域社会の非行・犯罪の防止に取り組んでいます。具体的には、青少年の問題等に悩んでいる学校の先生や保護者の方からの依頼を受け、面接や心理検査・適性検査などを行っています。面接や心理検査の結果や、どうして問題行動等が生じているのか、どの様に指導に当たればいいのかということについて、先生や保護者の方に丁寧に説明し、指導方法を提案します。その他に先生や保護者の方の心理相談も受け付けています。

また、罪に問われた障害者や高齢者に対し、地方公共団体、地域生活定着支援センター、福祉機関等と共に支援を行うなど、他機関とも連携を取り支援に当たっています。



心理テストの様子（モデルは職員。和歌山少年鑑別所提供）

5 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進のための取組

(1) 民間協力者の活動の促進

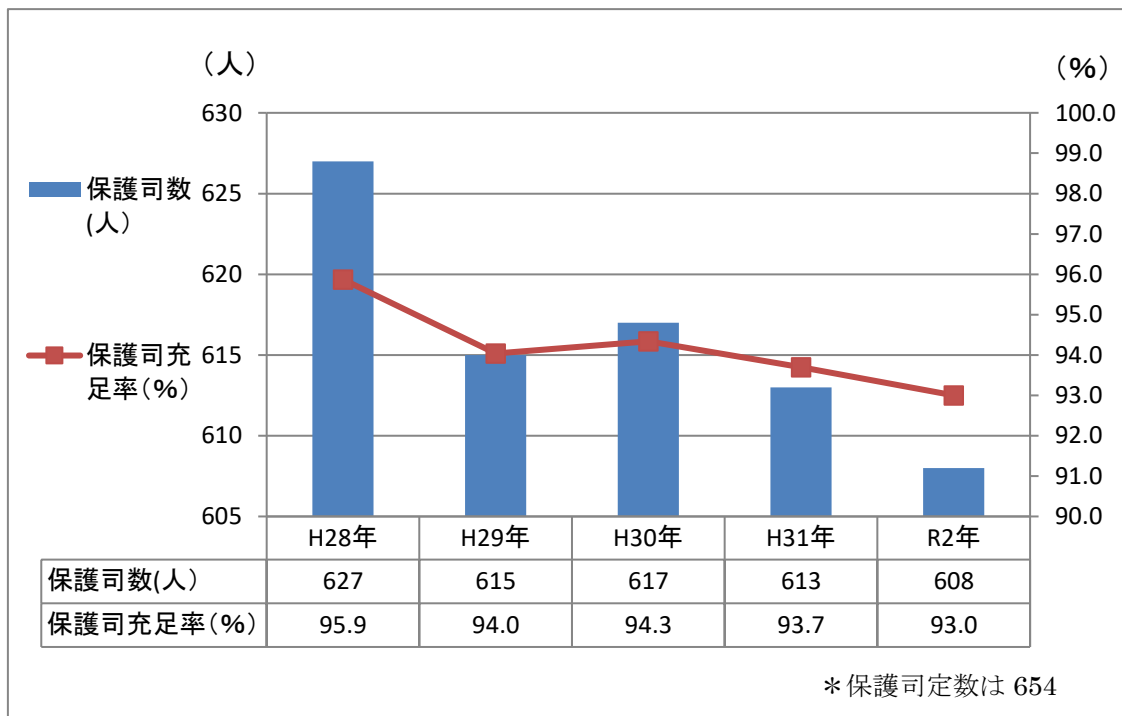
我が国における再犯の防止等に関する施策の実施は、地域において犯罪をした者等の指導・支援に当たる保護司、犯罪をした者等の社会復帰を支援するための幅広い活動を行う更生保護女性会、BBS会等の更生保護ボランティアや、矯正施設を訪問して矯正施設在^{きょうしかい}所者の悩みや問題について助言・指導する篤志面接委員、矯正施設在^{きょうしかい}所者の希望に応じて宗教教誨を行う教誨師など、多くの民間ボランティアの協力により支えられています。

また、犯罪をした者等の社会復帰を支援する協力雇用主等、様々な民間協力者による支援活動も行われています。

これらの民間ボランティアや民間協力者等は、再犯の防止等に関する施策を推進する上で欠くことのできない存在であり、地道な取組を積み重ねて来た方々です。

しかしながら、民間ボランティアが減少傾向となっていることや民間団体等が再犯の防止等に関する活動を行おうとしても人員が十分でないこと等の課題があります。また、刑事司法関係機関と民間協力者との一層の連携が求められています。

【和歌山県の保護司数及び保護司充足率】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 民間協力者の活動促進

- ・ 民間協力者や民間団体における再犯の防止等に関する取組を広く県民に理解してもらい、活動を促進していくための広報・啓発活動に取り組み、民間協力者の開拓への支援を行います。

【(県) 県民生活課】

○ 民間協力者の顕彰

- ・ 和歌山保護観察所の協力の下、更生保護ボランティア活動等の顕著な功績を顕彰し、民間協力者による再犯の防止等に関する活動を広く普及促進します。

【(県) 県民生活課】

(2) 広報・啓発活動の推進

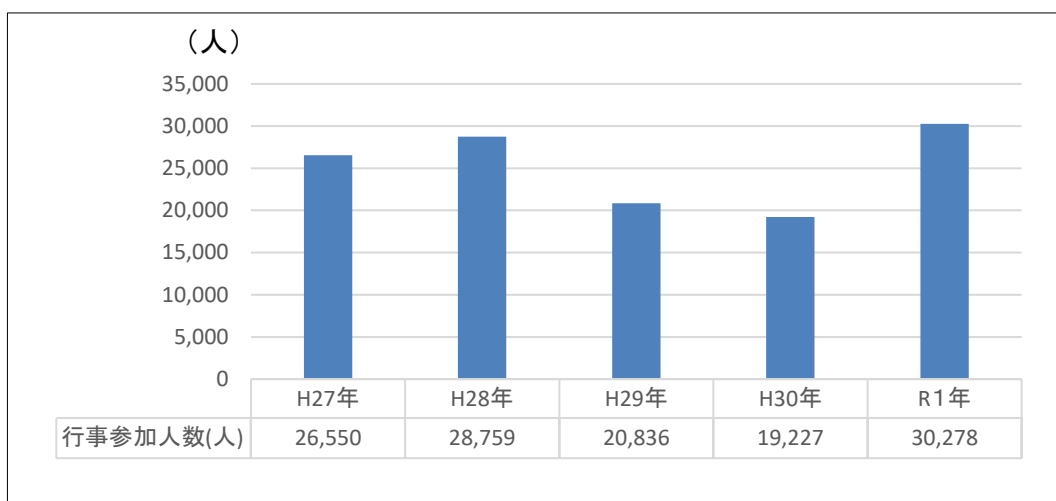
《現状と課題》

犯罪をした者等の社会復帰のためには、自らの努力を促すと共に、犯罪をした者等が社会において孤立することのないよう、地域社会の理解と協力を得て、犯罪をした者等が再び社会を構成する一員となることを支援することが重要です。

国においては、これまでも、全国的な運動である“社会を明るくする運動”を推進するとともに、再犯の防止等に関する広報・啓発活動などを実施し、再犯の防止等について国民の関心と理解を深めるよう努めてきました。

しかしながら、再犯の防止等に関する施策は、国民にとって必ずしも身近でないため、国民の関心と理解を得にくく、“社会を明るくする運動”が十分に認知されていないなど、国民の関心と理解が十分に深まっているとはいえないこと、民間協力者による再犯の防止等に関する活動についても放っておくことができないこととして国民に十分に認知されているとはいえないことなどの課題があることから広報啓発活動の強化が必要です。

【和歌山県の“社会を明るくする運動”行事参加人数】



(データ提供：法務省)

《具体的施策》

○ 再犯防止に関する広報・啓発活動の推進

- ・ 再犯防止啓発月間（7月）等において、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生及び人権に関する県民の理解の増進を図るために広報啓発活動を推進します。

【(県) 県民生活課】

- ・ 夏の子供を守る運動（7月～8月）、“社会を明るくする運動”強調月間（7月）、子供・若者育成支援県民大会（秋季）において、青少年の健全育成のための広報啓発を実施します。

【青少年・男女共同参画課】

資料編

●用語解説●

【あ行】

入口支援

起訴を猶予された者、罰金・科料となった者、刑の全部の執行を猶予された者（保護観察に付されていない者に限る。）のうち、高齢、身体障害、知的障害又は精神障害などにより、円滑な社会復帰を図るために福祉的支援（医療的支援を含む。）を必要とする者について、弁護士、福祉専門職、保護観察所等関係機関・団体等が連携し、検察官が身柄を釈放する際などに福祉サービスに橋渡しするなどの取組。

【か行】

科料

軽微な犯罪に科する財産刑の一つ。金額の点で罰金とは区別される。

仮釈放

罪を悔い改める「改悛（かいしゅん）」の意図が見受けられる者を対象に、刑期又は収容期間の満了前に仮に釈放し、仮釈放の期間（残刑期間）が満了するまで保護観察に付すること。

起訴猶予処分

犯罪の疑いが十分にあり、裁判で有罪が立証される可能性がある場合でも、犯人の性格、年齢及び境遇、犯罪の軽重等に配慮して検察が起訴しない処分。

教誨

刑事施設等に収容されている受刑者に対し、徳性の育成を目的として行う教育活動。宗教各派の教義に基づき行われる宗教教誨を指すことが多い。

矯正施設

犯罪をした者及び非行少年を収容する施設。刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院。

協力雇用主

犯罪をした者等が自立し、社会復帰ができるように犯罪をした者等を雇用する民間の企業。

刑事施設

刑務所、少年刑務所、拘置所等の施設の総称。

刑の一部の執行猶予制度

受刑者の社会復帰の促進や、保護観察による再犯防止を図るため、裁判所が初犯や薬物使用者等に対し懲役又は禁固刑を言い渡す際に、刑期の一部を刑務所で服役させ、残りの刑期の執行を猶予する制度。

刑務所出所者等就労奨励金制度

保護観察対象者等が継続した雇用を得られるよう、雇用した協力雇用主に対して国が支払う奨励金。

ケース会議

介護サービスを提供している過程において、実際にあった事例を用いて、サービスに携わっている人が集まり、利用者の状態の変化や新しい課題や問題点などがないか等を検討する事例検討会。

更生保護

罪を犯した人や非行のある少年が、再び犯罪に至ることがないように、社会復帰等ができるように援助又は支援すること。保護司等のボランティアや関係機関と連携しながら推進していく。

更生緊急保護

刑事上の手続きや保護処分による拘束が解かれた人が、親族からの援助や公共機関等の保護が受けられない場合、又はそれだけでは改善更生ができないと認められた場合、本人の申し出によって行われる緊急的な援助や保護。

更生保護施設

住居がない、頼るべき人がいない、又は本人に社会生活上に問題がある等の理由で直ちに自立することが難しい保護観察又は更生緊急保護の対象者を一定期間保護し、自立に向けて準備できるような生活基盤を提供する施設。

更生保護女性会

地域の犯罪予防啓発活動や青少年の健全育成、犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

【さ行】

再入者

出所した後も罪を犯す等をして、受刑のため刑事施設に入所するのが2度以上の者。

執行猶予

刑の言い渡しをすると同時に、情状により一定期間その刑の執行を猶予する猶予期間を与え、その期間を無事に経過したときは、刑の言い渡しの効力を失わせる制度。

社会福祉施設

社会福祉事業を公明・適切に行う施設の総称。

社会福祉士

身体や精神上の障害や、環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の相談に応じ、専門的な知識や技術に基づき助言や指導、援助を行う者。

社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。毎年7月を強調月間としている。

自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人等がそれぞれの特長を生かして自立を促す施設。職員が生活指導等に当たる。

青少年センター

いじめ、不登校、非行少年の早期発見、早期補導、継続相談指導等を行う機関。地方公共団体が中心となって運営している。

全部執行猶予

執行猶予の取り消しを受けることなく期間を終えると、刑の言い渡しは効力を失うこと。

【た行】

タスクフォース

特定任務遂行のために編成する部隊。

地域生活定着支援センター

高齢又は障害を有する矯正施設退所予定者が、退所後、円滑に福祉サービスを受けられるように保護観察所等の関係機関と連携・協力して支援する機関。

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口の役割を担い、高齢者の権利の擁護や介護予防支援、ケアマネジメント支援等の業務を行っている。市町村が設置し、運営する。

出口支援

高齢であったり、障害を有していたりする刑務所出所者等に対して、必要な福祉サービスを受けられるように地域生活定着支援センター等が関係機関と協働して行う支援。

篤志面接委員

法務省からの委嘱を受けて、矯正施設に収容されている受刑者や少年院在院者などに対し、それぞれの施設において相談や助言、指導を行い、その改善更生に寄与する民間の篤志家によるボランティア。

【な行】

認知行動療法

認知療法と行動療法を統合した、情緒障害等に対する治療法の一つ。

【は行】

非行少年

少年法の中での、犯罪少年、触法少年、虞犯（ぐはん）少年の総称。

BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような身近な存在としての立場で接することで、その立ち直りや成長を支援し、犯罪や非行のない社会を目指して活動を行う青年のボランティア団体。

保護観察

執行猶予者や仮出所者を施設に収容することなく、指導監督・補導援助により自発的な更生を図ることを目的とした制度。

保護司

法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪者の改善・更生を助けるボランティア。1950年制定の保護司法で規定されている。

【ら行】

リカバリーダイナミクス

薬物やアルコール等の依存症回復施設で用いられるカリキュラム。

再犯の防止等の推進に関する法律（抜粋）

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、国民の理解と協力を得つつ、犯罪をした者等の円滑な社会復帰を促進すること等による再犯の防止等が犯罪対策において重要であることに鑑み、再犯の防止等に関する施策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策の基本となる事項を定めることにより、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「犯罪をした者等」とは、犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者をいう。

2 この法律において「再犯の防止等」とは、犯罪をした者等が犯罪をすることを防ぐこと（非行少年の非行をなくすこと及び非行少年であった者が再び非行少年となることを防ぐことを含む。）をいう。

（基本理念）

第3条 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等の多くが安定した職業に就くこと及び住居を確保することができないこと等のために円滑な社会復帰をすることが困難な状況にあることを踏まえ、犯罪をした者等が、社会において孤立することなく、国民の理解と協力を得て再び社会を構成する一員となることを支援することにより、犯罪をした者等が円滑に社会に復帰することができるようにすることを旨として、講ぜられるものとする。

2 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、その特性に応じ、矯正施設（刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。以下同じ。）に収容されている間のみならず、社会に復帰した後も途切れることなく、必要な指導及び支援を受けられるよう、矯正施設における適切な収容及び処遇のための施策と職業及び住居の確保に係る支援をはじめとする円滑な社会復帰のための施策との有機的な連携を図りつつ、関係行政機関の相互の密接な連携の下に、総合的に講ぜられるものとする。

3 再犯の防止等に関する施策は、犯罪をした者等が、犯罪の責任等を自覚すること及び被害者等の心情を理解すること並びに自ら社会復帰のために努力することが、再犯の防止等に重要であるとの認識の下に、講ぜられるものとする。

- 4 再犯の防止等に関する施策は、犯罪及び非行の実態、再犯の防止等に関する各般の施策の有効性等に関する調査研究の成果等を踏まえ、効果的に講ぜられるものとする。

(国等の責務)

第4条 国は、前条の基本理念（次項において「基本理念」という。）にのっとり、再犯の防止等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(連携、情報の提供等)

第5条 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図らなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者との緊密な連携協力の確保に努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯の防止等に関する施策の実施に当たっては、再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者に対して必要な情報を適切に提供するものとする。
- 4 再犯の防止等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者は、前項の規定により提供を受けた犯罪をした者等の個人情報その他の犯罪をした者等の個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(再犯防止啓発月間)

第6条 国民の間に広く再犯の防止等についての関心と理解を深めるため、再犯防止啓発月間を設ける。

- 2 再犯防止啓発月間は、7月とする。
- 3 国及び地方公共団体は、再犯防止啓発月間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めなければならない。

(再犯防止推進計画)

第7条 政府は、再犯の防止等に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（以下「再犯防止推進計画」という。）を定めなければならない。

- 2 再犯防止推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 再犯の防止等に関する施策の推進に関する基本的な事項
 - (2) 再犯の防止等に向けた教育及び職業訓練の充実に関する事項

- (3) 犯罪をした者等の社会における職業及び住居の確保並びに保健医療サービス及び福祉サービスの利用に係る支援に関する事項
 - (4) 矯正施設における収容及び処遇並びに保護観察に関する体制その他の関係機関における体制の整備に関する事項
 - (5) その他再犯の防止等に関する施策の推進に関する重要事項
- 3 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 法務大臣は、再犯防止推進計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。
- 5 法務大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、再犯防止推進計画を公表しなければならない。
- 6 政府は、少なくとも5年ごとに、再犯防止推進計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- 7 第3項から第5項までの規定は、再犯防止推進計画の変更について準用する。

(地方再犯防止推進計画)

- 第8条 都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 2 都道府県及び市町村は、地方再犯防止推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

第2章 基本的施策

第2節 地方公共団体の施策

- 第24条 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じ、前節に規定する施策を講ずるよう努めなければならない。

再犯防止推進計画

計画期間 平成30年度から平成34年度末までの5年間

国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、今後5年間で政府が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ初めての計画。

再犯防止推進計画策定の経緯

〔再犯の現状〕

検挙者に占める再犯者の割合
48.7%



安全・安心な社会を実現するためには、
再犯防止対策が必要不可欠

〔再犯防止に向けた取組の課題〕

刑事司法関係機関だけの取組には、限界がある

刑事司法関係機関による取組 → 地域社会での継続的支援 → 再犯防止

国・地方公共団体・民間が丸となった取組が重要

超党派の国会議員による法案の検討

平成28年12月、再犯防止推進法が全会一致で成立

外部有識者を含む検討会において検討

再犯防止推進計画（案）を取りまとめ

5つの基本方針

- ① 「誰一人取り残さない」社会の実現に向け、国・地方公共団体・民間の緊密な連携協力を確保して再犯防止施策を総合的に推進
- ② 刑事司法手続のあらゆる段階で切れ目のない指導及び支援を実施
- ③ 犯罪被害者等の存在を十分に認識し、犯罪をした者等に犯罪の責任や犯罪被害者の心情等を理解させ、社会復帰のために自ら努力させることの重要性を踏まえて実施
- ④ 犯罪等の実態、効果検証・調査研究の成果等を踏まえ、社会情勢等に応じた効果的な施策を実施
- ⑤ 再犯防止の取組を広報するなどにより、広く国民の関心と理解を醸成

7つの重点分野と主な施策

① 就労・住居の確保

- ・ 職業訓練、就労に向けた相談・支援の充実
- ・ 協力雇用主の活動に対する支援の充実
- ・ 住居提供者に対する支援、公営住宅への入居における特別の配慮、賃貸住宅の供給の促進 等

③ 学校等と連携した修学支援

- ・ 矯正施設内での学びの継続に向けた取組の充実
- ・ 矯正施設からの進学・復学の支援 等

⑤ 民間協力者の活動促進、広報・啓発活動の推進

- ・ 更生保護サポートセンターの設置の推進
- ・ 更生保護事業の在り方の見直し 等



② 保健医療・福祉サービスの利用の促進

- ・ 刑事司法関係機関と保健医療・福祉関係機関の連携の強化
- ・ 薬物依存症の治療・支援機関の整備、自助グループを含む民間団体への支援
- ・ 薬物指導体制の整備、海外における拘禁刑に代わる措置も参考にした再犯防止方策の検討 等

④ 特性に応じた効果的な指導

- ・ アセスメント機能の強化
- ・ 特性に応じた効果的指導の充実
- ・ 効果検証・調査研究の実施 等



⑥ 地方公共団体との連携強化

- ・ 地域のネットワークにおける取組の支援
- ・ 地方再犯防止推進計画の策定等の促進 等

⑦ 関係機関の人的・物的体制の整備



政府目標（平成33年までに2年以内再入率を16%以下にする等）を確実に達成し、
国民が安全で安心して暮らせる「世界一安全な日本」の実現へ